

# 夏の交通安全やまびこ運動の実施

実施期間7月22日(月)~7月31日(水)

## 重点1 生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底

- 車両の運転者は「歩行者等を保護する」という意識をしっかりと持ちましょう。
- 横断歩行者や交差点の近くではスピードを落とし、横断者がいたら必ず止まりましょう。

## 重点2 高齢者の交通事故防止

- 歩行・横断するときは「止まる・見る・目立つ」を徹底しましょう。
- 運転に不安を感じたら運転免許について考えてみましょう。  
 ★運転免許証は自主的に返納することができます★  
 (詳しくは警察署、交番に相談して下さい)



## 重点3 飲酒運転の根絶

- お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めてその人が仲間を自宅まで送り届けましょう。
- 「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗る人には飲ませない」「飲んだ人には運転させない」
- 飲酒運転をした人だけでなく「酒を提供した人」「車を提供した人」「同乗した人」も厳しく処罰されます。



## ！警報！～特殊詐欺被害発生～

※ 大豆島交番管内で、5月特殊詐欺被害が発生して、高額の現金が騙し取られました。その手口は、市役所職員をかたり「令和になり保険が安くなったので差額を払いたい」と言って言葉巧みに話しかけ、銀行員になりますましてキャッシュカードを騙し取る手口です。また、民事訴訟のハガキを送りつけ「取下げ最終期日」をハガキの到着日に指定して、あわてさせて記載の電話番号に電話させる手口です。このような電話やハガキは全て詐欺です。誰かに相談するか、警察に相談して下さい。裏面のハガキは、実際に郵送された詐欺のハガキの写しです

## ☆夏山遭難防止☆ 夏山シーズン到来！

昨年の山岳遭難は、7月、8月だけで117件発生し、死者15人、行方不明者3人、負傷者59人、無事救助者44人の合計121人でした。

登山は観光ではありません、それなりの、体力、技術、装備が必要です。

- 無理のない登山計画を立ましよう  
 日程やコースは参加者の体力、技術、経験を考慮した計画をたて  
 登山計画書を提出して下さい。
- トレーニングは十分にしましよう  
 体力不足のため途中で歩けなくなり、疲労で集中力が欠けコースを間違えたり、滑落することがあります。
- リーダーの責任は重大です  
 体力・技術・経験と適切な判断が求められます。



★山は逃げません、不安を感じたなら引き返す勇気を持って、次回登山しましよう★

## ～少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化～

夏休みのシーズンとなりました。この時期、学校生活から離れ、長期の休暇から気持ちも開放的になります。非行に走るおそれもあります。

- ご家庭でも、少年が発するサインを見落とさないようにしましょう。
- ★ 友達の名前や外出先を言いたがらない
- ★ 帰宅時間が遅くなったり、無断外泊をする
- ★ 見慣れない持ち物がある
- ★ 服装が派手になる



スマートフォンやゲーム機からインターネットを利用する中高生が性的被害に遭ったり、様々なトラブルに巻き込まれる事案が見られます。

- ご家庭で話し合い、家庭でのルールをつくり、安全に利用しましょう。
- ★ 利用する時間を決める
- ★ 困ったら必ず保護者等に相談する
- ★ 個人情報、写真は絶対にのせない
- ★ 保護者が利用状況を確認する

※ 相談窓口 警察本部少年課 少年サポートセンター 026-232-4970 ※

## 特殊詐欺ハガキ

大豆島交番管内の家庭に郵送された、民事訴訟の特殊詐欺のハガキです

### 特定消費料金未納に関する

### 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (す)499

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されて  
いた契約会社、ないし運営会社から契約不履行によ  
る民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通  
知致します。裁判取下げ最終期日を経て訴訟を開始  
させて頂きます。尚、御連絡なき場合原告側の主張  
が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差押  
え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させ  
て頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付  
を承諾して戴く様お願い致します。裁判取下げ等の  
ご相談に関しましては当局にて承っておりますので、  
職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護  
の為、ご本人様からご連絡戴きます様お願い申し上  
げます。

※取下げ最終期日 令和元年5月31日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-6907-1883

東京都千代田区霞が関1-1-3 受付時間 9:00~19:00